

京都市告示第127号

令和2年5月1日京都市告示第98号（京都市市民防災センターの臨時休所）  
の一部を次のように改めます。

令和2年5月18日

京都市長 門川 大作

臨時に休所する日

旧	令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで
新	令和2年5月7日（木）から令和2年5月18日（月）まで

（消防局総務部総務課）